

「奉修復」裏書考

小 島 惠 昭

—

本稿でいう「裏書」とは、本願寺が下附した本尊・影像・絵伝など掛け軸の「表画」の裏側に、書かれているものことである。真宗史のうえでは、はやくも親鸞が書いた名号本尊の裏にみずから裏書を記している。また『覚袖日記』には、当時の教団で本尊として礼拝された種々の絵画に記載されている裏書を記す。しかし覚如以降の本願寺宗主による裏書のなかで、信頼性があるものは存如の裏書からである。さらに裏書が一般化したのは、蓮如以降のことである。

裏書には通例、表画の題銘・発給者・宛所などとともに下附年月日を記すので、表画の製作年次を下附年月日に近い頃と考えることができる。だが例外的に表画の製作年次と下附年月日とが、乖離するものがある。その代表的なものは、裏書記載の表画の題銘に「奉修復」を冠するものである。

金龍静氏は「戦国期本願寺教団の裏書考」(『年報中世史研究』第13号)を発表し、裏書自体の意味、機能を考察

された。この論考のなかで、蓮如の「奉修復」を冠する裏書をはじめ、「奉修復」を冠する裏書を十二点紹介された。しかし「奉修復」とは、いかなる行為を指しているのか明らかにされなかった。

筆者は金龍氏の紹介以外に、「奉修復」を冠する裏書の存在を知ることができた。本稿ではそれらの新出史料の紹介とともに、「奉修復」の意味を考えてみることにする。

二

金龍氏が「奉修復」を冠する裏書を十二点紹介されたと記したが、事實は金龍氏の論考に先行する研究からの引用で、そのうえ註記に記載するものである。しかし本稿にとって重要であるので、それらを以下に掲載しておこう。

- ① 大阪府慈願寺藏長祿二年（一四五八）十月廿三日付十字名号裏書
- ② 京都府龍谷大学藏文明二年（一四七〇）二月十二日付方便法身尊形裏書
- ③ 滋賀県西琳寺藏文明六年（一四七四）八月廿八日付方便法身尊像裏書
- ④ 奈良県本善寺藏文明九年（一四七七）四月五日付十字名号裏書
- ⑤ 滋賀県慶先寺藏文龜元年（一五〇一）十一月日付善導・法然・親鸞連坐影像裏書
- ⑥ 京都府西本願寺藏文龜三年（一五〇三）三月廿五日付九字名号裏書
- ⑦ 岐阜県唯願寺藏文龜カ八月十一日付蓮如影像裏書

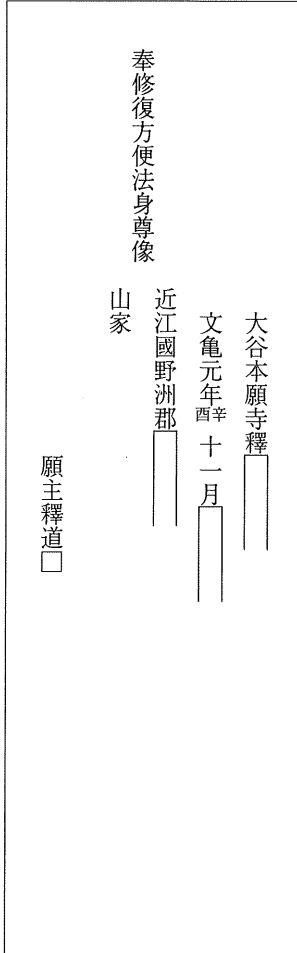
- ⑧ 滋賀県泉福寺藏永正十一年（一五二四）正月八日付方便法身尊像裏書
- ⑨ 石川県弘願寺藏天文十年（一五四一）十月廿八日付蓮如影像裏書写
- ⑩ 石川県静照寺藏文禄二年（一五九三）六月十七日付親鸞影像裏書
- ⑪ 三重県長島六坊藏慶長四年（一五九九）五月廿八日付蓮如影像裏書
- ⑫ 福井県本伝寺藏慶長八年（一六〇三）七月十日付證如影像裏書

わずかに十二点のことであるが、「奉修復」を冠する裏書は、本願寺が下附した掛け軸のなかで、本尊、影像に付
 けられていることがわかる。本尊は、「方便法身尊像」あるいは「方便法身尊形」と名付けられた阿弥陀如来像と、
 九字あるいは十字の一般に「紺地金泥」と呼ぶ名号本尊である。さらに本尊に付く「奉修復」の裏書は、蓮如・実
 如期に限られることがわかる。影像のなかで、後に述べるように⑤の慶先寺藏文亀元年（一五〇一）十一月日付連
 坐影像裏書については問題があるが、「奉修復」の裏書が付けられた時期は、顕如・教如期に該当するようである。
 とところで、去る平成九年五月から九月にかけて福井県立美術館・高岡市立博物館・岐阜市立歴史博物館を会場に
 「蓮如上人展」が、本願寺史料研究所の監修で開催された。この展覧会では、慶先寺藏の法宝物六点も出陳された。
 そのうちの一点が、⑤の裏書をもつ善導・法然・親鸞連坐影像で、図録には表面とともに裏書が図版掲載されてお
 り、裏書記載の表面の題銘は「奉修復尊像」であることがわかる。おなじく方便法身尊像も図録に図版掲載され、
 「列品解説」を担当した岡村喜史氏は、「実如の筆で「方便法身」とのみ読みとれる裏書が貼付されているが、当
 初よりのものとは考えがたい」と説明されている。

じつは、筆者はこの展覧会をさかのぼる平成八年四月に、守山市山家町慶先寺の方便法身尊像・連坐影像を調査した。その調査によってわかり得たことを記すと、以下のようである。

ひとつは、連坐影像に貼付されている裏書には「奉修復」と「尊像」との間に紙継ぎがあり、方便法身尊像に貼付されている裏書の「方便法身」の部分がその間に入るもので、本来は方便法身尊像に貼付されていた裏書が、分割されて連坐影像の裏側に貼付されたこと。もうひとつは、岡村氏が「列品解説」で方便法身尊像について、「比較的長身の阿弥陀如来。衣紋の様は、截金により卍繋ぎや麻の葉蘭花風の唐草を描いており、面貌なども鎌倉期の特徴を残す南北朝期の製作と考えられる」と説明されるように、真宗系の阿弥陀如来像としては古体のものであることである。

したがって、⑤の裏書は方便法身尊像の裏書で、左記のように復元できる。



金龍氏は、前掲①②の裏書を記した発給者について何も触れられていないが、③の西琳寺蔵文明六年（一四七四）八月廿八日付方便法身尊像については、『真宗史料集成』第二卷所収の「蓮如裏書集」を典拠とされているから、発給者は蓮如と考えられたことであろう。『蓮如上人行実』所収の「蓮如上人裏書集」でも、『真宗史料集成』第二卷をそのまま引用して、蓮如の裏書としている。

だが、栗太郡栗東町西琳寺の文明六年八月廿八日付方便法身尊像を精査された吉田一彦氏と脊古真哉氏は、裏書を左記のように判読し、発給者が順如であることを確認された。

釋順如（花押）

文明六年_{午戌}八月廿八日

近江國栗本郡

奉修復方便法身尊像

豚村

願主釋善妙

両氏の論考「本願寺順如裏書の方便法身尊像（二）」（『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第56集）において、この方便法身尊像の画様について記述するところで、左記の文章がある。

この像の光輪の内側の光明と外側の光明とを見比べてみると、そのうち外で光の角度がずれていることに気づ

く。光輪の内側は、阿弥陀如来の頭の一点を中心に光明が放たれており、光明が一点に集まる形式となっている。しかし外側はそうではなく、仏身全体から光明が放たれる形式となっている。これはあるいは、「修復」の際に、光明の形式をも修復して、様式を改めたためではないかとも推測される。修復以前は頭の一点に光明が集中する様式の絵像であったものを、「修復」によって身光の絵像に改めたのではなからうか

この文章を読む限り、「奉修復」の目的は光明の形式を改めることにあった、と理解することができる。はたしてその見解が、正鵠を得たものであろうか。この方便法身尊像は平成九年十月から十一月にかけて栗東歴史民俗博物館で開催の企画展「近江の真宗文化―湖南・湖東を中心に」で出陳され、図録の作品解説を担当した佐々木進氏は、「内側の一点に集まる光明の截金線は後補であり、この憶測は当たらない」と反論された。佐々木氏の説では、「奉修復」とは「全体に補絹・補彩が著」しいこと意味するようである。

大谷本願寺釋蓮如（花押）

文明二歳庚寅二月十二日

奉修復方便法身尊形

和州吉野郡下湊圓慶門徒

同郡十津河野長瀬鍛冶屋

道場本尊也

願主 釋淨妙

②の龍谷大学蔵文明二年（一四七〇）二月十二日付方便法身尊形については、『真宗重宝聚英』第三卷に、表面とともに裏書が図版掲載されており、裏書は右記のように読める。

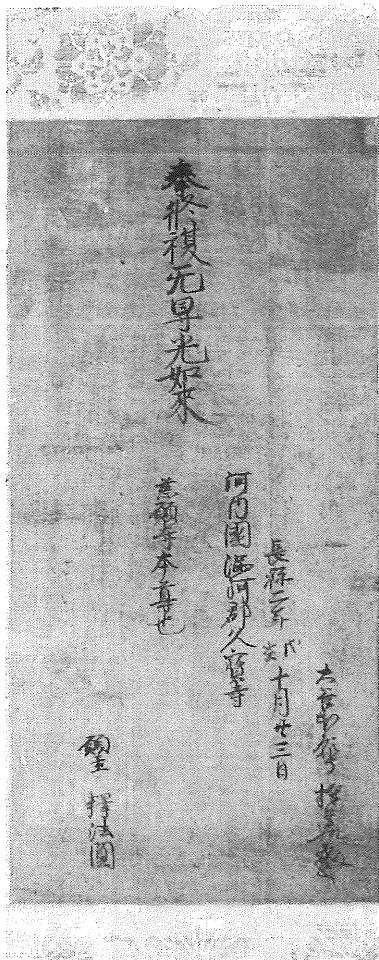
この方便法身尊形は、宮崎圓遵氏が「尊号から尊像へ——方便法身尊像の成立過程——」（『宮崎圓遵著作全集』第四卷）という論考で紹介され、応永頃の作品と推測されたものである。慶先寺、西琳寺のものと見比べると、画面全体に占める仏身の割合が低く、どうも四方に絵絹を補ったもののように見える。この補絹が蓮如期になされたものか定かでない。ほかに大きな修復が加えられた箇所があるのであろうか。

八尾市慈願寺の法宝物については、平成五年九月に同朋学園佛教文化研究所が調査したことがある。また平成八年十月に大阪市立博物館で開催の特別展「大阪の町と本願寺」や、前掲の平成九年開催の「蓮如上人展」でも、



図版 1

①の慈願寺藏長祿二年（一四五八）十月廿三日付十字名号（図版1）が出陳されたため、筆者も何回か見ることができたものである。



図版 2

大谷本願寺釋蓮如（花押）
 長祿二年^{戊寅}十月廿三日
 河内國澁河郡久寶寺
 慈願寺本尊也
 奉修復无尊光如来
 願主 釋法圓

しかし、右記の裏書（図版2）はいささか疑うべきところがあるように思える。この裏書での題銘は「奉修復无
寻光如来」で、「方便法身尊号」ではない。また宛所に記される「本尊」の「尊」の字体が、長祿二年前後に用い
た「尊」ではない。「尊」の字体は文明十五、六年まで用いられた。裏書の筆致も弱いように思える。

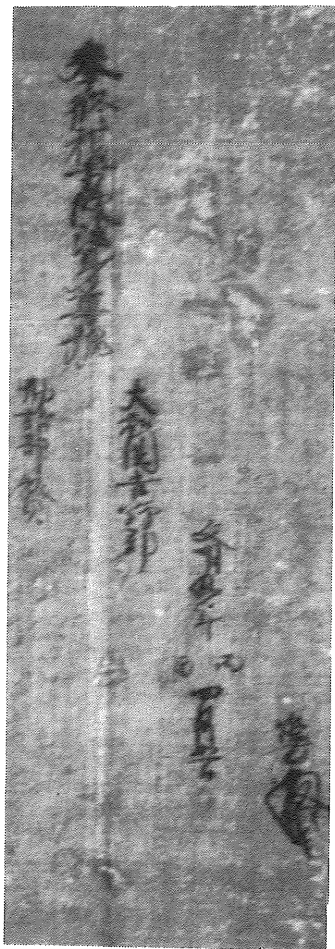
だが、表面を見る限りにおいては、修復が加えられているように見える。現状では四十八条の光明を放っている
が、光明の箇所をよくみると、もつと間隔狭く光明が放たれていたようである。蓮如の下附したいわゆる「无寻光」
本尊の場合、四十八条の光明を放つが、蓮如以前の十字名号はかならずしも四十八条の光明ではない。十字名号の
籠文字の箇所には、截箔か金泥が用いられているようであるが、蓮如以前のものとしてはすこぶる鮮やかなので、
修復が加えられたのであろうか。その名号の字体は、「无寻光」本尊のものと変わりない。この名号と「无寻光」
本尊との大きな違いは、名号部分の上部・下部に付けられる色紙型がないことである。



図版 3

④の本善寺蔵文明九年（一四七七）四月五日付十字名号（図版3）の場合も、昭和六十二年七月に同朋学園佛教文化研究所が調査したことがある。また前掲の平成九年開催の「蓮如上人展」や、平成九年十一月に大谷派三河別院で開催の「三河の蓮如上人展」でも見る事ができた。

この場合も裏書（図版4）にいささか疑うべきところがあるが、左記のようである。



図版 4

陰士（花押）

文明九年丙西 四月五日

大和國吉野郡

奉修復方便法身尊號

勸請部飯貝

この裏書の発給者署名には「陰土」とあって、後に掲載する文明十二年の「安城御影」裏書のほか類例は少ない。干支について「丙酉」と記すが、文明九年は正しくは「丁酉」である。宛所に記される「本尊」の「尊」の字体が「尊」ではない。そのうえ名号の上部・下部に付けられる色紙型には、実如の若い時期の筆蹟と思われるような賛銘が記されていることも、裏書ともに問題である。

だが、地色がやや明るいとともに、光明も鮮やかである。裏書には問題があっても、それらが色紙型の部分もふくめて「奉修復」の箇所に該当するのであるうか。

⑧の泉福寺蔵永正十一年（一五一四）正月八日付方便法身尊像について、金龍氏が典拠とされたのは佐々木孝正氏の『仏教民俗史の研究』で、佐々木氏は「永正十一年（一五一四）一月の年紀を有する、明空願主、実如在判の方便法身尊像修復の裏書が伝存する」と記述された。

筆者は平成十年一月に天津市今堅田の泉福寺を調査する機会に恵まれたが、残念なことに検討対象の方便法身尊像に出会うことができなかった。だが、裏書が失われている方便法身尊像を調査することができた。これは表面からみると、永正頃のもので、「奉修復」裏書の方便法身尊像というのには、これに該当するかもしれない。とはいいながら、同寺には「長刀名号」の名称で伝存する「紺地金泥」の十字名号があって、剝落がいちじるしいが、名号の字体や光明の四十四条など、初期真宗の特色をもつものである。おそらく同寺は瓜生津門徒で、「奉修復」の方便法身尊像が存在してもおかしくはない。

⑥の西本願寺蔵文龜三年（一五〇三）三月廿五日付九字名号については実見していないが、筆者が分担執筆して

いる同朋大学仏教文化研究所編『蓮如名号の研究』に掲載予定の図版を見る限り、名号部分は実如期よりもっと後世の修復のようで、賛銘は実如の筆蹟と思われる。裏書は左記のようである。宛所部分は切り取られている。

大谷本願寺釋實如（花押）

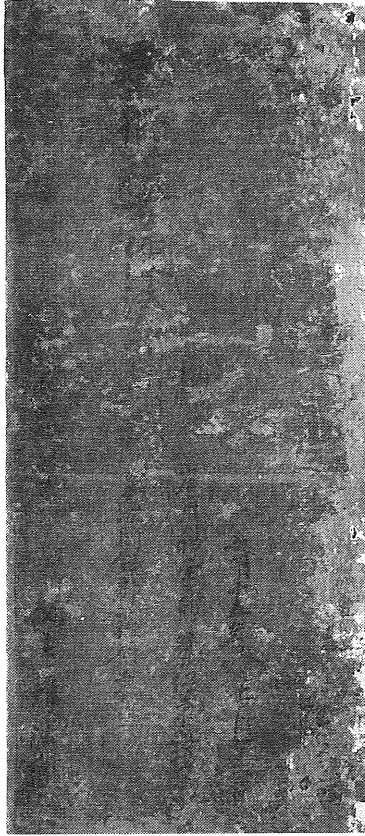
文龜三年癸亥 三月廿五日

奉修復方便法身尊號

⑦の唯願寺藏文龜カ八月十一日付蓮如影像、⑨の弘願寺藏天文十年十月廿八日付蓮如影像、⑩の静照寺藏文祿二年六月十七日付親鸞影像、⑪の長島六坊藏慶長四年五月廿八日付蓮如影像、⑫の本伝寺藏慶長八年七月十日付證如影像については、本稿では詳細な検討を加えないこととする。

それらのなかで、⑦の蓮如影像裏書については、金龍氏が典拠とされた『寺内町の研究―美濃国真宗「寺内」寺院史料目録―』で、裏書での題銘は「蓮如上人真影奉修復」、下附年月日は「天□□□八月十一日」と記載する。文龜年間のものではなく、おそらくは天正年間の裏書であろう。また⑨の蓮如影像裏書の場合は写本で、そのうえ表面もないようであるので、天文十年（一五四一）十月廿八日の下附年月日は疑がわしいように思える。そうすると、既述のように影像に「奉修復」の裏書が付けられた時期は、顕如・教如期に限定されるのではなからうか。東西分派への過程で、影像に「奉修復」の裏書を付けることが願われたといえよう。

金龍氏が紹介されたもの以外に、「奉修復」を冠する裏書が存在するので、以下に検討していきたい。
まず、左記のように読める裏書(図版5)が貼付される各務原市蘇原東島町大泉寺蔵方便法身尊形(図版6)を
紹介しておこう。



図版 5

釋

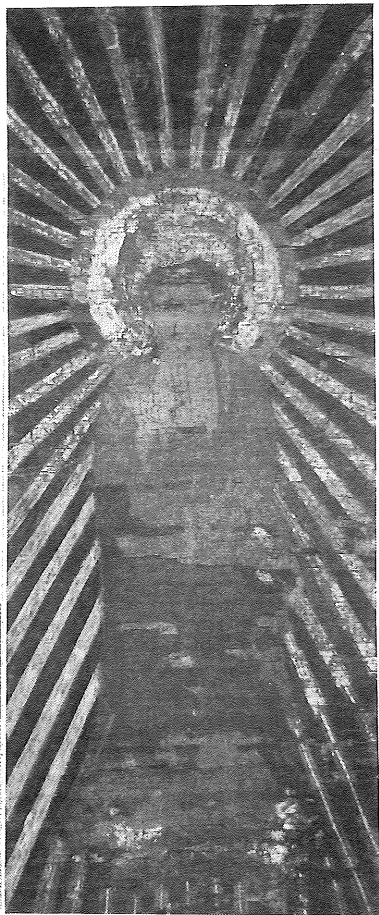
文明十五年癸卯十一月廿六日

尾州羽栗郡飛保東道場下

美濃國鏡郡蘇原東嶋

奉修復方便法身尊形

願主 釋法觀



図版 6

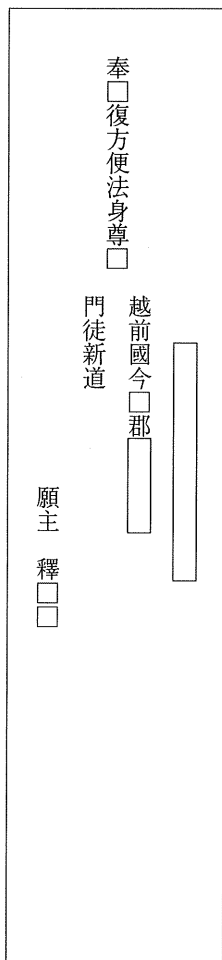
この裏書の発給者署名の箇所は、磨滅のため判読することができない。裏書の他の箇所は蓮如の筆蹟であるので、判読できない箇所は「蓮如（花押）」とすべきであろう。ただ発給者署名に付くべき「本願寺」とか「大谷本願寺」

という文言は記されていない。寛正六年（一四六五）の東山大谷の本願寺破却以来、教団はあっても本願寺はなくなった。文明十年（一四七五）、蓮如は山城山科に移住し、本願寺の再建にあたった。山科本願寺の諸建築が一応完成したのは、文明十五年のことであった。この十五年の間においても、蓮如は方便法身尊像、影像を下附しているが、裏書署名には「本願寺」「大谷本願寺」は記されていない。「本願寺」「大谷本願寺」が記されるようになるのは、文明十六年頃からのようである。前掲③の西琳寺藏方便法身尊像のように、蓮如の長男順如が方便法身尊像を下附しているが、この場合も裏書署名には「本願寺」「大谷本願寺」は記されていない。順如が方便法身尊像を下附したということは、文明十五年五月二十九日に歿するまで寺務を預かっていたことを示す。延徳元年（一四八九）、蓮如は寺務を実如に譲り隠居したが、その後も方便法身尊像、影像を下附している。それらの裏書署名には「本願寺」「大谷本願寺」は記されない。

この方便法身尊形のどの箇所にも修復が加えられたのであろうか。初期真宗の阿弥陀如来像から放たれる光明の形状はさまざまで、光明がないもの、光明が画面全体に及ばないもの、光明が上半身のものもあり、光明の条数もさまざまである。さらに初期真宗の伝統をもつ寺院に、意外なことに阿弥陀来迎図が蔵されることがある。たとえば①を蔵する慈願寺には、阿弥陀来迎図が三幅もあって、そのうちの二幅は阿弥陀三尊それぞれ彩雲に駕して前駆する斜め左向き来迎図で、もう一幅は涌雲に乗る阿弥陀如来は真向き直立の来迎の姿で、円形頭光十五条を放つものである。そうすると修復の箇所として考えられるのは、西琳寺藏方便法身尊像について吉田、脊古両氏が推測したような光明の形式を改めたということがある。また考えることができることは、真向き直立の来迎の姿の阿弥陀如来像に蓮台を描いたということもある。大泉寺蔵のものについては、どうも光明がなかった原状のものに、光明四十八条を描いたように思える。現状の光明は文明十六年（一四八一）以前に下附された方便法身尊像の形式で

ある、仏身から放たれて、その四十八条のうち二条は阿弥陀如来頭部真上と蓮台真下にまっすぐ突き抜けるものを、後世にさらに修理を加えたものである。

『週刊朝日百科日本の歴史26 一向一揆と石山合戦』所載の早島有毅氏の論考「本尊と影像」で、「蓮如が修復して、文明年間に福井県永林寺に再下付した」と解説される方便法身尊像が図版掲載されている。この福井県今立郡今立町新堂の永林寺藏方便法身尊像を調査した吉田、脊古両氏の報告（日本古文書学会一九九六年大会資料）によると、裏書は左記のようである。



裏書の右端が裁断されていて発給者を確認することはできないが、筆蹟は蓮如のものようである。また年紀の部分を読むことができないが、現状の光明は仏身から放たれて、その四十八条のうち二条は阿弥陀如来頭部真上と蓮台真下にまっすぐ突き抜ける形式であるので、文明十六年までの年紀を記すものであるう。

各務原市下中屋町西入坊には、左記のような裏書を記す方便法身尊像が蔵されていたようである。河野門徒の法宝物をめぐる紛争で、安政二年（一八五五）、江戸出府中に地震に遭って焼失してしまったよう、西入坊の什物記録に書写されているものであるが、参考に掲載しておこう。

釋蓮如(花押)

文明十三年^{丑辛}七月十三日

奉修補方便法身尊像

尾張国葉栗郡本庄郷

中井川野西入坊

願主 釋了善

つぎに、十字名号に貼付される「奉修復」を冠する裏書として、岐阜市西野町願誓寺蔵のものを紹介する。この十字名号は「紺地金泥」のもので、左記の実如の裏書が貼付されているものである。

大谷本願寺釋実如(花押)

永正十二年^{乙亥}三月廿八日

勢州桑名郡香取庄

奉修復方便法身尊號

長嶋辰田法□寺常□□也

願主釋圓勝

この十字名号は願誓寺現蔵となっているが、「勢州桑名郡香取庄長嶋辰田法□寺」を宛所とするもので、実如期の香取庄の寺院を考えると、読むことができない文字は「泉」とすべきであろう。もともとは法泉寺に下附されたものであったが、長嶋一向一揆による混乱によって当寺から流出したと思われる。また近世の名古屋を記録する『金

鱗九十九之塵』には、城下皆戸町の真宗寺にこの十字名号が蔵されていたことを記載する。おなじく願誓寺現蔵となつている明応六年（一四九七）四月十五日付実如裏書の方便法身尊像がある。これは尾州海東郡穂保白浜の横會根報恩寺門徒に下附されたもので、この門徒の道場は名古屋城下に移転し寺号を公称し真宗寺となつた。大胆な推測をするならば、法泉寺も横會根報恩寺門徒であつて、その關係から真宗寺に流入したかもしれない。

この十字名号のどこに修復が加えられたかという点、明確な修復箇所は名号の上下に付く色紙型である。色紙型に書かれる賛銘の筆蹟は実如のものであることは間違いない。名号から放たれる光明の条数は四十八条のようである。光明の放光は名号の真上・真下に突き抜けているようである。光明に手が加えられたのか定かでない。蓮如の「无号光」本尊の字体と見比べてみると、「十方」の二字について「无号光」本尊は「十方」の字体を用いるが、この名号は初期真宗のものに共通する「十方」の字体である。実如は名号の字体について修復を加えなかつたといえよう。ところで、滋賀県草津市野路町浄泉寺蔵十字名号（図版7）は、蓮如の筆蹟で裏書されるものであるが、その表画は「无号光」本尊とは異なるものである。「无号光」本尊は上部と下部の左右いづかに地色を三色に區別して色紙型を作つて、賛銘を書くことが通例であるが、浄泉寺蔵のもの色紙型は白一色で画幅三七・三センチのうち左右に五センチほどの余白がある。浄泉寺蔵のものは、色紙型が後から付け加えられたものようである。だがその賛銘は、「无号光」本尊と同文で、また蓮如の筆蹟のようである。

この名号も前掲の法泉寺旧蔵と同様に、名号から放たれる光明の条数は四十八条で、光明の放光は名号の真上・真下に突き抜けている。光明に手が加えられたのか定かでない。「十方」の二字については「十方」の字体が書かれている。「十」の字は初期真宗の十字名号に「十」が用いられることもあるが、「方」の字体を用いていることからすると、もとは初期真宗のものに間違いない。



図版 7

この十字名号の裏書（図版8）は左記のようである。



図版 8

（花押）

長禄四年庚辰十二月

江州栗本郡野地

□□便法身尊號

願主釋

□□圓實

発給者については、蓮如に間違いないと思うが、問題は題銘の箇所である。この裏書は別幅で表具されており、現状では裏書の上部分が切れているようにも思える。題銘の読むことができない部分の文字は、「奉修復方」とあるかもしれない。「奉修復方法身尊號」の題銘が記されていなくても、この名号は蓮如によって修復されたものに相違ない。その他に問題は願主名の箇所で、異筆であるかもしれない。

つぎに、金沢市専光寺蔵の紙本墨書の楷書十字名号に、「奉修復」を冠する実如の裏書が貼付されているので、これについて検討することにする。裏書は左記のようである。

大谷本願寺釋実如（花押）

□ 龜二年^{壬戌}二月七日

奉修復方便法身尊號

蓮如上人御筆

吉藤専光寺常住物也

願主釋慶心

通例、紙本墨書のものには裏書しないが、裏書があることには何か事情があると思える。この裏書によると、実如は修復銘を書いたのみならず、これが蓮如の筆による名号であることを「極書」していることになる。実如が蓮如の筆蹟の名号に「蓮如上人御筆」という裏書をしたものはほかにも存在し、滋賀県彦根市法蔵寺蔵の楷書六字名号に「極書」に当たる裏書を付し、蓮如の筆蹟であることを確認している。

だが、専光寺蔵のものには、「奉修復」とあるのであるから、修復箇所があるはずである。この点については定かではないが、これまで検討してきた絵画に該当する阿弥陀如来像、「紺地金泥」名号、影像とは、性格が異なるかもしれない。ほかの事例がほとんどないので、これ以上のことは論述できない。

四

本稿では、「奉修復」を冠する裏書を対象として「奉修復」の意味を考えてきたが、蓮如には定型的裏書とは異なる書式で、修復した旨を添書・奥書的に記すものがあるので、以下に検討を加えることにする。

それは、蓮如が「安城御影」を修復し、この影像の裏書部分に、左記Ⅰのように記すものと、また覚如筆十字名号を修復し、この十字名号の裏書部分に、左記Ⅱのように記すものである。

Ⅰ

右斯御影者去寛正二歳十月之時分雖奉修復令破損之間重而奉修復處也

文明十二年亥十月十五日

Ⅱ

右斯本尊者從覚如上人之時代本願寺之常住之

為本尊而今奉修復之處也當寺之重寶不可過之

者也可仰可信

隠士（花押）

文明十七年四月四日 釋 蓮如(花押)

蓮如によって修復された箇所は定かではないが、明らかにⅠⅡは裏書ではなく、添書・奥書的なものである。

「安城御影」には、上部・下部の色紙型に親鸞みずから記した賛銘があり、覚如筆十字名号にも上部・下部の色紙型に覚如みずから記した賛銘がある。蓮如は親鸞影像を下附したが、「安城御影」の賛銘の形式を踏襲せずに影像の上部に色紙型を作らず直接賛銘を記した。だが「无导光」本尊は覚如筆十字名号を踏襲して色紙型を作って賛銘を記した。また覚如筆十字名号の「十方」の二字は「十方」の字体で、「无导光」本尊は覚如筆十字名号の字体を踏襲したことがわかる。

「奉修復」と書かれる場合は、表画の製作年次と「奉修復」と書いた時期が異なることは明確となったが、上述の場合以外に表画の製作年次と裏書時期が異なるものもあるので、以下にその意味を考えることとする。

その事例として、長浜市金光寺蔵の「紺地金泥」十字名号を取上げる。この名号には、明応九年(一五〇〇)七月廿八日付の実如裏書がある。表画は墨書で十字名号を書き、それに蓮台を添え、上下に賛銘を書くもので、光明はない。「十方」の二字の字体も、「无导光」本尊と異なっており、明らかな初期真宗のものである。しかし実如の表画についての題銘は「方便法身尊號」で、「奉修復」を冠しない。この名号には全く修復が加えられていないから、「奉修復」を冠する裏書が書かれることがなかったと考えるべきであろう。

以上のようにさまざまと考えると、蓮如・実如期の「奉修復」を冠する裏書は、意図的に表画を修復したことを思われてならない。蓮如は「アマタ当流ニソムキタル本尊已下」(「蓮如上人仰条々」)を焼却したと伝えられる一方、初期真宗の雑多な本尊が現存していることも事実である。蓮如の目指した本願寺教団の本尊は方便法身尊像・方便法身尊号であり、それも蓮如の創意が加えられたもので、他宗・他門流との差異化を図ったものであった。

それゆえに従来依用してきた本尊を修復することによって、本願寺流の本尊とすることが門徒から願われたのではなからうか。その結果、本願寺流の本尊であることを免許した言葉が「奉修復」と考える。

〈註記〉

蓮如の「奉修復」を冠する裏書の「復」の字体は、「複」の字が用いられていることが多い。ただし正確にいうと「複」の字は、「𠄎」扁（ころもへん）ではなく「ネ」扁（しめすへん）を書いている。この字体は、「複」の異体字であり、さらに「復」の異体字にも該当する。意味のうえで考えると、「複」は「重複」というようなことであるから、「修復」では「修復」とは異なる行為になってしまふ。しかしてき得る限り、書かれている字体に近い字を表現するために、「複」の字体を翻刻して用いた。また従来の研究では、「復」の字を「覆」の字体に翻刻しているものがある。「覆」の字体は全く書かれていないので、「覆」の字体を用いることは誤りである。